

甲州市 集中改革プラン

協働 成果 効率

甲州市

平成18年8月

甲州市集中改革プラン 目次

I 集中改革プランの目的・・・・・・・・・・ 1

- 1 集中改革プランとは
- 2 行政改革の取り組み
- 3 集中改革プランにおける取り組み項目と目標効果額

II 集中改革プランの取り組み項目・・・・・・・・ 3

- 1 事務事業の見直し・・・・・・・・ 4
 - (1) 行政の責任領域の見直し
 - (2) 事務事業の見直し
- 2 民間委託等の推進・・・・・・・・ 9
 - (1) 指定管理者制度の活用
 - (2) 外部委託の推進
 - (3) 新たな行政手法の検討
- 3 効率的な組織機構への改革・・・・・・・・ 16
- 4 定員、給与の見直し・・・・・・・・ 18
 - (1) 適正な定員管理等
 - (2) 適正な給与管理
- 5 外郭団体の見直し・・・・・・・・ 24

- 6 経費節減等の財政効果・・・・・・・・ 25
 - (1) 歳入構造の見直し
 - ①徴収率向上対策の強化
 - ②公平、公正な受益者負担
 - ③市有財産当の有効活用
 - ④新たな財源の確保
 - (2) 歳出構造の見直し
 - ①経常経費の削減
 - ②補助金等の見直し
 - ③公債費の抑制
- 7 特別会計の見直し・・・・・・・・ 31
- 8 財政の健全化・・・・・・・・ 33

甲州市集中改革プラン

I 集中改革プランの目的

1 集中改革プランとは

総務省は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下、「新地方行革指針」）を策定し、全国の地方公共団体に通知しました。この「新地方行革指針」では、すべての自治体に対して、「行政改革大綱」及び、その具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を策定し、住民に対して、その内容をわかりやすく公表することを求めています。

2 行政改革の取り組み

本市では、第一次行政改革大綱（甲州市改革推進プログラム）の策定に向けて、平成17年12月に、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を設置しました。平成18年5月には、15名の市民委員で組織する「甲州市行政改革推進委員会」を設置し、平成18年11月を策定目標とした取り組みを進めています。

この行政改革大綱の策定と並行して、甲州市集中改革プランを策定しました。集中改革プランでは、各課において作成した調書を基に各課ヒアリングを実施し、平成18年度から22年度までの5年間に実施する、154項目の取組内容及び見直しによる目標効果を取りまとめました。

3 集中改革プランにおける取り組み項目と目標効果額

甲州市集中改革プランは、「新地方行革指針」及び、現在策定中の甲州市行政改革大綱（甲州市改革推進プログラム）の「①基本理念 ②基本的な取り組み ③行政改革の進め方」の内容に基づき構成されています。

平成18年度から22年度までの5年間に実施する取り組み項目と目標効果額を市民の皆さんにお示しします。

1	事務事業の見直し	目標効果額	3億23万円
2	民間委託等の推進		
	・指定管理者制度の活用	目標効果額	6億6,040万円
	・外部委託の推進	目標効果額	4億1,021万円
3	効率的な組織機構への改革	目標効果額	1,400万円
4	定員、給与の見直し		
	・適正な定員管理	目標効果額	4億6,200万円
	・適正な給与管理	目標効果額	1億3,415万円
5	外郭団体等の見直し		
6	経費節減等の財政効果		
	・歳入構造の見直し	目標効果額	1億7,109万円
	・歳出構造の見直し	目標効果額	3億4,013万円
7	特別会計の見直し	目標効果額	4億2,879万円
8	財政の健全化		

【目標効果総額】 29億2,100万円

II 集中改革プランの取り組み項目

1 事務事業の見直し

【方針】

○民間市場の成熟化、ボランティア活動など社会貢献活動の活発化に伴い、行政だけが公共サービスの担い手ではなくなっていることから、競争による市場原理に委ねる方が適当なもの、民間委託によって良質なサービスが低コストで、より適切に提供できるもの、市民活動などの特性を生かすべきものが見受けられます。

○限られた人員、財源で新しい行政ニーズに応えるため、市政の責任領域のあり方を再検討するとともに、より効率的な行政運営を目指し、事務事業全般についての不断の見直しと、減量に努めます。

(1) 行政の責任領域の見直し

○行政が担う公共サービスについて、民間や他の行政機関との役割分担を見直すとともに、一層の効率化を図ります。

○市民団体等は、将来的に行政や企業とともに、公共サービスの担い手としての期待が高まっていることから、柔軟性やきめ細かさ、即応性などの特性を生かした活動が積極的に展開されるよう支援します。

【具体的な内容】

○ 検討 ○-----> 継続して検討 ◎ 実施・方針の決定 ◎-----> 継続して実施

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
1	業務仕分けによる事務事業の整理	・業務仕分けを実施し、市の仕事として本当に必要か、ふさわしいかを洗い直し、不要、民間移管、他の行政機関の事業、引き続き実施すべき事業等の整理を行います。	○	○	◎			総合政策課
2	NPO、ボランティア組織の育成と支援	・まちづくりを担う民間団体の活動を促進し協働を進めるため、NPOやボランティア組織の育成と支援を行います。	○	◎	----->			総合政策課

(2) 事務事業の見直し

○限られた財源や職員配置の中で、多様な行政ニーズに応えるため、市の将来方向を見据えつつ、必要性、有効性、効率性、緊急性の観点から見直しを行い、事務事業の減量・効率化に取り組みます。

目標効果額 3億23万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
3	窓口サービスの充実	・窓口における市民サービスの一層の向上を図るため窓口業務マニュアルを作成します。	○	◎				関係各課
4		・異動手続きが集中する3月の最終の土曜日、日曜日と4月最初の土曜日、日曜日の休日サービスを検討します。	◎					関係各課
5		・電話や郵送による申請受付等も含め、窓口サービスのメニュー・内容について市民に周知します。	◎	→				関係各課
6		・住民票の自動交付機を設置するとともに、稼働状況を見極めながら台数の増加を検討します。	◎	○	→			市民課
7	ワンストップサービス体制の推進	・来庁者の利便性の向上を図るため、各課にまたがり、かつ日常的で簡易な業務の一括処理について、庁内各課の連携策や庁舎レイアウト等を検討します。	○	→				関係各課
8	時差出勤(フレックス)制度の検討	・市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、時差出勤制度を検討します。	○	◎				総務課
9	図書館の開館時間の延長	・開館時間を延長するため、時差出勤制度を導入しました。	◎	→				図書館
10	審議会等の見直し	・審議会等について、公募枠の設定や会議の開催曜日・時間の見直しなど、市民が参加しやすく意見を述べやすい手法を検討します。 ・各行政委員会の女性委員の参画目標を3分の1以上とし、あわせて青年層の参画を促進します。 ・委員長が男性の場合は、女性を副委員長に、また、委員長が女性の場合は、男性が副委員長となるよう配慮します。	○	◎	→			総合政策課 総務課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
11	市民の意見提出機会の充実	・市民意見公募手続(パブリックコメント手続)を実施するための目的、対象、手順などを定めた「実施要綱」を制定します。 ・市長への手紙制度やインターネット等による意見提出策の充実に努め、市民から寄せられた意見、提言を政策形成に活用します。	◎	→				総合政策課 総務課 全課
12	地域や団体等による公園等の管理	・地域の公園、駐車場、トイレ等の管理業務を各区会やボランティア団体へ依頼し、市民参加による公共施設の美化を推進します。	◎	→				関係各課
13	乳幼児病後時支援保育園のあり方の見直し	・乳幼児病後時支援保育園の利用者の範囲、規模等について検討します。	○	○	◎			子育て支援課
14	保育所の統合・整備	・老朽化が進む公立保育所については、利用者人口、範囲、規模、民間施設の状況等を総合的に検討し、統合・整備を進めます。	○	○	◎			子育て支援課
15	健康診断や生活習慣病対策の見直し	・医療費適正化の中長期対策として、生活習慣病の有病者・予備軍の25%減少などを目標に、健康診断や保健指導の手法を見直します。	○	○	◎			健康増進課 市民課
16	高齢者支援サービスの見直し	・高齢者支援サービス内容の実情を調査し、必要性に合わせた内容に見直しを進めます。	○	◎				健康増進課
17	介護慰労金制度の見直し	・市の介護慰労金を見直し20,000円としました。	◎					健康増進課
18	甲州市大和在宅介護支援センターの統合	甲州市大和在宅介護支援センターは、甲州市地域包括支援センターに統合し、経費の縮減に努めます。	◎					健康増進課 大和地域総合局
19	敬老祝金の見直し	・合併後、県の要綱にあわせて、77歳10,000円、88歳30,000円、100歳以上100,000円としました。 ・今後も社会状況の変化等を踏まえた検討と見直しを行います。	◎	→				福祉課
20	市内循環バスの運行形態の見直し	・塩山、勝沼、大和地区で運行している市民バスの運営内容について、運行経路や運行時間、コスト等について総合的に検討します。	◎	→				総合政策課
21	ごみ搬出量の削減	・環境保全意識の高揚を図り、徹底したリサイクル活動による、ごみ排出量の削減を図ります。	◎	→				環境課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
22	し尿処理方法の改善	・これまで青木ヶ原の民間施設で処理していた勝沼地区のし尿について、大和浄化センターで処理することにより経費の削減を図ります。	○	◎				環境課
23	税の納期前納付報奨金制度の見直し	・口座振替等による納期内納付が定着し、その目的がほぼ達成していることから、納期前納付の報奨金制度を見直すことにより、経費の節減を図ります。		○	◎			税務課
24	納税組合のあり方の検討	・口座振替等による納期内納付が定着したことから、納税組合組織のあり方について検討します。	○	◎				税務課
25	確定申告会場の見直し	・旧塩山地区の確定申告会場を統合し、事務の効率化と経費の削減を図ります。	○	◎				税務課
26	各種イベントの見直し	・公費支出が伴う全てのイベント等について、必要性・有効性等の観点からゼロベースで見直します。 ・とくに他のイベントとの統合、市民団体等との協働・連携の促進、コスト削減など、参加者や市民の視点も含め精査します。	○ ◎	◎	→			全課
27	各種団体の体制整備と自立促進	・各種団体の事務局や事務の一部を行政で行っているものについて、団体の育成に努めつつ、市民と行政の役割分担、組織のスリム化の観点から関与のあり方を見直し、事務局の移管などを進めます。	○	◎	→			全課
28	交流事業の見直し	・国際友好都市であるアメリカエイズ市、フランスボヌ市との研修交流事業のあり方を検討し、事業内容を見直します。	○	◎	→			総合政策課
29		・国内の友好都市との交流事業を見直し、経済、文化、スポーツ等、民間主体で幅広い分野の交流が図られるよう取り組みます。	○	◎	→			総合政策課 関係各課
30	総合的な文書管理システムの構築	・受付から回覧・決裁・保存・破棄までの一連の文書管理の流れについて、電算化する総合的な電算システムを調査研究します。	○	○	◎			総務課
31	地図情報や土地情報の一元化	・道路台帳、都市計画図を統合作成し、有効活用を進めます。 ・地籍情報、固定資産情報、公有財産情報を一元化し、固定資産税、法定外財産、下水道受益者負担金業務等の効率化を進めます。	◎ ○	◎				関係各課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
32	広報活動の充実	・広報紙など各種印刷物、インターネット、CATVなどを活用した広報活動の充実を図ります。	◎	→				総務課 全課
33	効果的なネットワーク利用の推進	・グループウェアの利用を促進し、情報の共有化と職員間の連携を進めます。	◎	→				総合政策課
34	情報セキュリティポリシー遵守の徹底	・市の情報資産を様々な脅威から防御し、情報保護のための職員研修を実施します。 ・リスク分析や内部監査体制を確立することにより、行政情報の保護の徹底を図ります。	◎	→				総合政策課
35	IP電話の活用	・IP電話の利用状況やコストを調査し、回線の増設を検討します。	○	◎				総合政策課
36	附属機関等の会議の公開	・原則として各種附属機関の審議内容を公開します。 ・公開の基準や公開の方法、会議録の公開基準などを明らかにした要綱を制定し、それに基づく情報の公開を進めます。	◎	→				総務課
37	事務事業評価システムの導入	・限られた財源で、どれだけ成果を上げることができたか、どのくらい市民納得度を充足することができたかという観点から、客観的な評価・検証を行う行政評価システムの導入及び推進を図り、PDCAのマネジメントサイクルを確立します。	○	◎	→			総合政策課
38	職員能力の向上に向けた研修会の実施	・市民サービスと職務執行能力の向上に向けて、職場研修の充実に取り組みます。 ・職場外研修の実施及び他自治体や民間企業への派遣研修を実施します。 ・自主研究グループの研究活動を支援します。	◎	→				総務課
39	業務改善推進運動の実施	・日ごろから自らの業務の改善に心がけ、常に改善策を考え提案し実行する職場意識を醸成します。 ・職場を単位とした業務改善提案運動と個人やグループを単位とした職員提案運動を実施します。	◎	→				総合政策課
40	職員意識調査の実施	・行政改革に対する職員の率直な実感を把握し、本市の行政改革を進めるにあたり、重点的に取り組まなければならない点を明らかにします。	◎			◎		総合政策課
41	喫煙場所の見直しと吸煙機の撤去	・喫煙場所を遵守し、指定された場所以外での喫煙禁止を徹底します。	◎	→				管財課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
42	喫煙場所の見直しと吸煙機の撤去	・公共施設内全面禁煙に向けて、庁舎内の吸煙機を撤去します。	○	◎				管財課
43	庁内公募制の導入	・庁内プロジェクト発足時や業務の性格を考慮して、提案型で担当職員を募る庁内公募制を導入します。	◎				→	総務課
44	支払い事務の効率化	・金融機関に提出する支払いデータを電信化し、支払までに要する期間の短縮を図ります。	○	◎			→	会計課
45	給食の共同調理方式等の検討	・検討委員会を設置し、共同調理方式をはじめとする学校給食のあり方を検討し、結果に基づいた取組を進めます。	○	○	◎			学校教育課

① 事務事業の見直しの目標（平成18年度～22年度までの5年間の目標）

- 平成18年度に、第一次甲州市総合計画の策定にあわせ、すべての事務事業を体系化し、その役割・位置づけを明確化します。
- 平成19年度に、事務事業の効果・達成度合いについて、評価を加える仕組みを取り入れます。
- 平成20年度からは、評価結果をホームページ等で公表し、市民の皆さんの意見を求めます。

② 事務事業の再編・整理等を行う際の方針

- すべての事務事業について目標を設定し、その効果・達成度合いを評価します。まずは担当部署において評価し、その評価に基づき、事務事業の改善、拡充、廃止、縮小を決定し、翌年度予算と市民サービスに反映させます。

2 民間委託等の推進

【方針】

○行政運営の効率化、市民サービスの維持向上、さらには地域雇用の拡大・地域経済の活性化を図る観点からも、民間活用に期待すべき事務事業を抽出し、その適否を検討するとともに、適正な管理監督のもとに行政責任を果たし、積極的かつ計画的に民間委託（指定管理者制度の活用を含む）を推進します。

（1）指定管理者制度の活用

○公の施設の管理に指定管理者制度を導入することで、新たな事業やサービスの実施による施設の活性化及び住民サービスの向上と、効率的な施設管理を図ります。

検討基準	
指定管理者制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入によって、施設の効用が最大限に発揮され、利用者の視点に立ったサービスの向上を図ることができる。 ・効率的な管理運営により、維持管理費など施設経費の縮減が図られる。

目標効果額 6億6,040万円

【具体的な内容】

① 平成18年度までに指定管理者制度を導入する施設 10施設

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
46	指定管理者制度の導入	・甲州市大和農産物加工体験施設の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					観光商工課
47		・道の駅甲斐大和の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					観光商工課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
48	指定管理者制度の導入	・日川溪谷緑の村の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					観光商工課
49		・甲州市やまと天目山温泉の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					観光商工課
50		・甲州市甲斐の国大和自然学校の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					観光商工課
51		・甲州市勝沼健康福祉センターの運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					勝沼地域総合局 市民福祉課
52		・甲州市大和福祉センター、甲州市大和デイサービスセンターの運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					大和地域総合局 市民福祉課
53		・甲州市祝ふれあい親子館の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					勝沼地域総合局 市民福祉課
54		・甲州市東雲ふれあい親子館の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					勝沼地域総合局 市民福祉課
55		・甲州市菱山営農センターの運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の節減に努めます。	◎					勝沼地域総合局 まちづくり推進課

※ 勝沼農業農村情報連絡施設については、平成17年7月1日から指定管理者制度を導入済み。

② 平成19年度までに指定管理者制度を導入または検討する施設 3施設

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
56	指定管理者制度の導入または導入の検討	・甲州市立勝沼病院の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。	○	◎				勝沼地域総合局 市民福祉課
57		・甲州市交流保養センター「大菩薩の湯」の運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。	○	◎				観光商工課
58		・甲州市勤労青少年ホームの運営に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。	○	◎				観光商工課

③ 平成22年度までに指定管理者制度を導入または検討する施設 22施設

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
59	指定管理者制度の導入または導入の検討	・甲州市鈴宮寮の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			鈴宮寮
60		・甲州市塩山B&G海洋センターの運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課
61		・甲州市中央公民館(甲州市民文化会館)の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			生涯学習課
62		・塩山ふれあいの森総合公園の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			都市整備課
63		・甲州市活性化施設の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課
64		・甲州市多目的広場(市民グラウンド)の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課
65		・甲州市塩山体育館の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課
66		・甲州市勝沼中央公民館(基幹公民館)の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			生涯学習課 勝沼地域総合局
67		・甲州市勝沼体育館の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課 勝沼地域総合局
68		・甲州市勝沼B&G海洋センターの運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課 勝沼地域総合局
69		・甲州市大和スポーツ公園の運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課 大和地域総合局
70		・甲州市やまとの杜アリーナの運営に、指定管理者制度の導入を図り、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			スポーツ健康課 大和地域総合局

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
71	指定管理者制度の導入または導入の検討	・甲州市立塩山南児童センターの運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			子育て支援課
72		・甲州市立塩山北児童センターの運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	◎			子育て支援課
73		・甲州市立松里保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
74		・甲州市立奥野田保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
75		・甲州市立大藤保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
76		・甲州市立神金保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
77		・甲州市立東雲保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
78		・甲州市立菱山保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
79		・甲州市立大和保育所の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		子育て支援課
80		・甲州市立図書館の運営に、指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の縮減に努めます。		○	○	◎		生涯学習課

1 公の施設とは

○地方自治法第 244 条第 1 項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。概ね、次の要件を充たすものとされています。

- (1) 施設を設置した地方公共団体の住民の利用に供するものであること
- (2) 住民の福祉を増進する目的をもって地方公共団体により設置された施設であること
- (3) 法律又は条例の規定により設置されたものであること

「公の施設」を大きく分類すると次のようになります。

○レクリエーション・スポーツ施設

- ・スポーツグラウンド・体育館・テニスコート・プール・宿泊休養施設など

○産業振興施設

- ・情報提供施設・農産物加工施設 など

○基盤施設

- ・駐車場・大規模公園・水道施設 など

○文教施設

- ・市民会館・文化会館・図書館・博物館・体育館・プールなど

○医療・社会福祉施設

- ・病院・老人福祉センター・児童館・保育所 など

2 指定管理者制度とは

(1) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」にも行ってもらおうとするもので、その対象は民間事業者が幅広く含まれています。指定管理者になるために、法人格は必ずしも必要ではありませんが、「個人」が指定管理者となることはできません。

また、指定管理者の手續や業務の範囲など必要な事項は条例で定めることとされており、その指定にあたっては指定の期間等を定めた上で、議会の議決が必要となります。

(2) この制度がつくられた理由

これまで、「公の施設」の管理は、適正な管理を図る観点から、財団法人等の公共的な団体に委託先が限定されてきました。しかし、多様化する住民ニーズに対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年の地方自治法の改正により、住民サービスの向上とともに経費の縮減等を図る目的で、「指定管理者制度」が創設されました。

(2) 外部委託の推進

○本来、行政が担うべき役割を踏まえたうえで、民間への委託などを推進します。内容により民間でできるものについては、民間委託や移譲を推進します。

目標効果額 4億1,021万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
81	庁舎等の夜間警備業務の見直し	・機械警備については入札による一括業務委託を検討し、委託費を節減します。		○	◎			管財課
82	清掃業務の見直し	・庁舎等の清掃業務の回数を削減します。 ・庁舎周辺等の美化活動の実施にあわせ、月一回職員による一斉清掃を実施します。	○	◎	→			管財課
83	放課後児童クラブ運営の見直し	・松里、奥野田、大藤、井尻、玉宮、神金の各児童クラブについて、業務委託による運営を検討します。		○	◎			子育て支援課
84	診療報酬請求事務の業務委託の検討	・大藤診療所の診療報酬請求事務の業務委託を検討します。	○	◎				健康増進課
85	調理業務の民間委託の検討	・正規調理職員の定年退職の状況に応じて、学校給食の調理業務の委託を検討します。		○	◎			学校教育課
86	甲州市大和コミュニケーションテレビの民間移行の検討	・甲州市大和コミュニケーションテレビの業務は、民間CATVへの移行を検討し、経費の縮減とサービスの向上に努めます。	○	○	◎			大和地域総合局

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
87	勝沼ケーブルインターネット事業の業務委託の見直し	・勝沼ケーブルインターネット事業の業務委託について、勝沼農業農村情報連絡施設との一体的な指定管理者制度への移行も含め検討します。	○	○	◎			勝沼地域総合局
88	甲州市訪問看護ステーション業務の民間移行の検討	・甲州市訪問看護ステーション業務の民間移行を検討します。		○	◎			健康増進課

(3) 新たな行政手法の検討

○大規模な公共事業において、民間の資金やノウハウを活用して社会資本の整備を行う PFI の手法の導入について検討します。

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
89	PFI手法の研究	・大規模な公共事業において、民間の資金やノウハウを活用して社会資本の整備を行うPFI手法の導入について研究します。		○	◎			総合政策課
90	外部委託ガイドラインの作成	・行政事務の外部委託の可能性を、法的な面や委託範囲、費用対効果等のチェックのあり方の観点から整理したガイドラインを作成します。	○	◎				管財課

事務事業の外部委託の推進とは

地方分権の進展に伴い、各地方公共団体は自らの判断と責任において、様々な地域の課題に柔軟に対応していくことが求められており、厳しい財政状況においても、多様化する行政ニーズに適切に対応していくためには、行政自らが担う役割を重点化し、民間企業や住民団体、NPOなど地域の多様な主体と協働していくことが重要となっています。

このような観点から、現在、地方公共団体においては、行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、地域の実情に応じて、積極的かつ計画的に民間委託等を推進することが求められています。

3 効率的な組織機構への改革

【方針】

○地方分権の進展や多様な市民ニーズに対応できる柔軟な組織運営、限られた財源・人員の中で最大の効果を発揮できる組織づくりにむけて、組織機構を見直します。

目標効果額 1, 400万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
91	組織機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 各課の事務内容と事務量等を正確に把握し、多様化・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる効果的・効率的な組織体制づくりに努めます。 合併時の協議結果を尊重しながらも合併の効果を最大限活かすため、本庁と地域総合局のあり方を見直します。 部課の編成、規模や配置を検証し、市民にとってわかりやすく利用しやすい組織機構とします。 	○	◎	→			総務課 総合政策課
92	能力、実績、適性を重視した人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 能力、実績等を重視した、公平性、透明性、納得性の高い人事評価制度を構築し、評価結果を昇進管理、人事配置、給与等へ反映させることにより、効果的、効率的な人材の活用と組織の向上を図ります。 昇任時における客観性、公平性を確保し、職員の職務に対する意欲を高めるため、試験制度を含めた昇任制度のあり方を検討します。 	○	◎	→			総務課
93	全庁的な応援体制やプロジェクトチームの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 職員の削減が避けられない状況をカバーするため、対応可能な業務については、業務経験者による課を超えた応援体制を検討します。 各課の枠を超える課題を計画的かつ効率的に解決するため、組織の枠を越えたプロジェクトチームを編成し、弾力的な組織運営を行います。 	○	◎	→			総務課 総合政策課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
94	臨時職員の適正配置	・臨時職員の適正配置を進め、勤務条件等を見直します。 ・市民サービスの向上に向け、意欲をもって働くことのできる体制を整備します。	○	◎				総務課
95	特別職のあり方の検討	自治法の改正により収入役を廃止します。					◎	総務課
96		政策立案機能や権限を強化した、副市長制度のあり方を検討します。	○	◎				総合政策課

4 定員、給与の見直し

【方針】

- 総人件費を抑制するとともに、行政需要の変化に見合った職員定員とするため、定員適正化計画を策定して定員を削減します。
- 職員の勤務意欲に十分配慮しつつ、定員及び給与等の適正な管理に努めます。

(1) 適正な定員管理等

○厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の簡素合理化を進めるとともに、行政需要の変化に対応した適正な定員管理による職員定数の削減を進め、総人件費の抑制に努めます。

目標効果額 4億6,200万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
97	定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画を策定し、効率的な組織体制とします。 ・一般行政職員等の退職者1/2補充により計画的な職員数の削減に取り組みます。 ・平成23年度までに51人の定員を削減する計画とします。 	○	◎	→			総務課
98	嘱託・再任用・賃金職員等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員、嘱託職員、賃金職員等の活用によって対応できる事務事業については、積極的な活用を図ります。 ・技能労務職員については退職不補充とし、嘱託職員等の活用により定員の削減を図ります。 	○	◎	→			総務課
99	早期退職制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・組織と職員の活性化を進めるため、早期退職制度を実施します。 	◎	→				総務課

適正な定員管理とは

総務省の新地方行革指針では、定員管理について、数値目標を掲げた定員適正化のための計画を策定し、これを公表し、着実に実行することとしています。

また、この定員適正化計画では、退職者数及び採用者数の見込みを示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとなっており、全地方公共団体の過去5年間（平成11年から平成16年）の総定員の純減率4.6%を上回る目標数値の設定に努めることが求められています。

1 平成18年4月1日から平成23年4月1日までの定員管理の取組み

(1) 数値目標設定の基本的考え方

本市の平成18年4月1日の職員数は427人となっています。全国の「市町村類似団体別職員数」によると本市の普通会計部門職員数321名は、類似団体の331名に比べ10名下回っています。しかしながら、類似団体は合併市が多く、総務省の定員モデルと比較すると上回る傾向にあります。

厳しい行財政状況や地方分権の進展に伴う行政需要の拡大、社会情勢の変化に機敏に対応できる行政体制を今後も引き続き維持していくため、定員適正化計画を定め、定員適正化への取組みを強化していく必要があります。

職員の適切な年齢構成を考慮しつつ、社会情勢の急速な変化に対応するため、合併協議における職員採用基本方針「退職者数の3分の2以下採用」を「退職者数の2分の1以下採用」に改め、合併前に計画していた予定を上回るペースで職員数の削減に取り組めます。

集中改革プランにおける平成18年4月1日から平成23年4月1日までの具体的な適正化目標は、51人（11.9%）を減員することとします。

【定員管理の取り組み目標】

平成18年4月1日から平成23年4月1日までの取組目標

(単位：人)

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	計		
							増減	増減率	
職員数(4月1日)	427	418	409	401	390	376	△51	△11.9	
内 訳	一般行政	321	315	309	306	297	286	△35	△10.9
	教育行政	88	86	83	78	76	73	△15	△17.0
	公営企業	18	17	17	17	17	17	△1	△5.5

○一般行政：議会、総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木の各部門

○教育行政：教育委員会

○公営企業：病院、水道、ぶどうの丘

【参考】

平成17年度4月1日現在職員数 437人

(2) 適正な給与管理

○給与制度については、引き続き市民の理解が得られるよう、適正な運用に努めます。

目標効果額 1億3,415万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課	
			18	19	20	21	22		
100	特別職報酬等の見直し	・特別職報酬等審議会の審査を踏まえ、特別職の給料、報酬等を見直します。	◎	→					総務課
101	給与制度の見直し	・本市の給与制度は、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与制度に準拠して規定し、運用しています。 ・平成17年度は、平均0.36%のマイナス改定、平成18年度は、給与表の改定により平均4.8%のマイナスとなりました。	◎	→	→	→	→		総務課
102	諸手当の見直し	・管理職手当での支給率を見直します。 ・国の制度改正の動向や時代の変化に伴う勤務環境の状況等を考慮して、諸手当の見直しを行い適正な運用に努めます。	◎	→	→	→	→		総務課
103	特殊勤務手当等の見直し	・合併時に特殊勤務手当の見直しを行い、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に限ることとしました。 ・今後、さらに、社会情勢を勘案し、業務の実態を調査した上で、支給対象・支給基準を精査し見直します。	◎	→	→	→	→		総務課
104	時間外勤務手当での見直し	・職員の勤務状況を的確に把握するとともに、緊急性や臨時性を検証した上で時間外勤務を命令するシステムを整え、平成17年度支給実績額対比15%の削減を目標とします。	◎	→	→	→	→		総務課
105	週休日の振り替え制度の活用	・土日祝祭日に出勤した勤務の振替制度を実施し、超過勤務手当の節減を図ります。	◎	→	→	→	→		総務課

適正な給与管理とは

地方公務員の給与制度の主なしくみは、次のとおりとなっています。

1 給与体系について

地方公務員の給与の中心となるものは、給料であり、通常、条例により定められた給料表に基づいた額が給料として支給されます。給料表は、職種別に、職務と責任の度合いを示す級を横軸として、経験の度合いを示す号給を縦軸として構成されています。個々の職員の級や号給は、規則で定められた基準・方法に従い、決定されます。

この給料を補完するものとして各種の手当があり、その種類、額、支給要件についても条例で定めることとされています。

2 給与決定に関する原則について

地方公務員法には、給与に関する基準として、「職務給の原則」「均衡の原則」及び「条例主義の原則」が定められており、これらは給与決定の根本基準といわれています。

(1) 職務給の原則

地方公務員法第24条第1項には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定されています。これは、給与が職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任の度合いに応じて決定されなければならないという原則を明らかにしたものです。給料表には級が設定され、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて異なる級を適用することによって、職務給の原則を反映する仕組みとなっています。

(2) 均衡の原則

地方公務員法第24条第3項には、「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されています。この原則は、国家公務員の給与が「生計費」や「民間事業者の従事者の給与」の実態を反映した人事院勧告がベースとなって定められることから、市の職員の給与も国家公務員の給与に準ずることによって実現されるものとされています。

(3) 条例主義の原則

給与は、条例で定めなければならないが、また、条例の根拠に基づかない限り支給することはできない（地方公務員法第24条第6項等）とされており、議会で制定される条例に基づき支給されることになります。

本市の職員の給与表には次のような種類があります。（平成18年4月1日現在）

・行政職給料表（7級制） ・技能労務職給料表（4級制） ・医師職給料表（4級制）

○給与制度のうち、総務省の新地方行革指針において、特に重点的な取組を行うこととされている項目は次のとおりです。

- 1 高齢層職員昇給抑制措置（平成18年人事院勧告で55歳定期昇給の停止制度が廃止）
- 2 不適正な昇給運用の是正（退職時特別昇給を含む）
- 3 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し
- 4 退職手当の支給率の見直し
- 5 諸手当の総点検の実施（特殊勤務手当の適正化）
- 6 諸手当の総点検の実施（その他の手当の適正化）
- 7 技能労務職の給与の見直し

○以上の重点的な取り組みを行う項目について、本市における現在の状況は次のとおりです。

（平成18年4月1日現在）

項目	甲州市の状況	国の制度
不適切な昇給運用	制度なし	制度なし
級別職務分類表に適合しない級への格付け等	なし	なし
退職手当の支給率	自己都合 ・勤続年数45年、支給率59.28	・勤続年数45年、支給率59.28
	定年・勸奨 ・勤続年数35年、支給率59.28	・勤続年数35年、支給率59.28
諸手当の状況	特殊勤務手当 ・手当数 18手当 ・合併時に見直しを行い、12手当を廃止。不適切とされる手当の支給状況はないが、各手当について随時見直しを行う。	—
技能労務職員の給与	適用される給料表の状況 ・技能職給料表 4級 ・国の俸給との比較 国準拠	・行政職俸給表(二)の適用者

5 外郭団体の見直し

【方針】

○市が出資する社会福祉法人甲州市社会福祉協議会や財団法人まほろばの里ふるさと財団等については、効率的で質の高いサービスを的確に提供できるよう、その役割や意義、組織、業務運営、経営状況等について点検と見直しを進めます。

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
106	社会福祉協議会の運営内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の役割を見直します。 社会福祉協議会の経営の効率化と自立化を図り、市民にとって最少の経費で最大の効果が得られるように見直します。 塩寿荘の運営内容等を総合的に検討します。 	○	◎				福祉課 社会福祉協議会
107	まほろばの里ふるさと振興財団の経営内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> まほろばの里ふるさと振興財団の役割を見直します。 経営諸指標の分析、事業計画と実績の比較等を組み合わせた予備的診断の実施を含む経営の定期的な点検評価を行います。 	○	◎				観光商工課 まほろばの里ふるさと振興財団
108	土地開発公社の運営内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 土地開発公社の業務、経営状況について点検、見直しを行います。 	○	◎	→			管財課 土地開発公社

外郭団体とは

本市と人的・資金的及び業務内容において極めて強い関連性を有する法人で、具体的には、本市が資本金等の概ね 25%以上を出資又は出捐している法人です。

主な設立目的は、①市行政の補完、効率的・弾力的な事業運営 ②中間領域のサービスの提供 ③人的・資金的な民間資源の活用等があげられます。本市の外郭団体は、社会福祉法人の「甲州市社会福祉協議会」、財団法人の「まほろばの里ふるさと振興財団」、公共用地あるいは公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号)の規定に基づいて設立された法人の「甲州市土地開発公社」があります。

市の出資比率は、いずれも100%となっています。

6 経費節減等の財政効果

【方針】

○限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的に地域振興や住民福祉の向上などに取り組むため、財源確保に努めるとともに、職員一人ひとりのコスト意識を高め、身近なところからの経費削減を徹底します。

(1) 歳入構造の見直し

目標効果額 1億7,109万円

【具体的な内容】

① 徴収率向上対策の強化

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
109	納付者の利便性を高める方策の検討	・納付に便利な口座振替納付を推進します。 ・納付書による納付者に対する利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付について、費用対効果を考慮しながら導入を検討します。	○	◎	→			関係各課
110	市民税等の収納率の向上	・収納率目標値を市民税等98%、国保税93%とし、収納率の向上を図ります。	○	◎	→			
111		・各種滞納料金の徴収を進めるため、期間を定め個別訪問徴収を強化します。 ・収納率目標値…市民税過年度20% 国保税過年度18%	◎	→				
112		・悪質な滞納者については財産調査を強化し、不動産、動産(預金、給与、生命保険など)の差し押さえを実施します。	○	◎	→			

② 公平、公正な受益者負担

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
113	各種使用料・手数料の見直し	・施設使用料や事務取扱手数料等、サービス内容や必要なコストなど、様々な要因を考慮し、コスト削減に向けた取組を前提に、受益者負担を見直します。	○	◎	→			関係各課
114	使用料等の減免措置の見直し	・受益者負担の観点から施設使用料等について、減免措置を見直します。	○	◎				関係各課
115	保育料の見直し	・近隣市町村の状況等を踏まえ、保育料を見直しました。	◎	○	→			子育て支援課
116	放課後児童クラブの有料化	・近隣市町村の状況、受益者の原則を踏まえ、放課後児童クラブの有料化を実施します。	◎					子育て支援課

③ 市有財産等の有効活用

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
117	未利用財産の売払い等	・行政財産台帳の整理及び現地調査を実施し、不要と判断された未利用用地を売却、あるいは貸付けます。	○	◎	→			管財課
118	行政財産の目的外使用料金の見直し	・行政財産目的外使用状況調査を行うとともに、市が所有し使用許可している土地・建物の使用料について算定方法を見直し、使用料金の適正化に取り組みます。	○	◎				管財課
119	庁舎の有効活用	・地域総合局については、合併により空スペースがあるため、有効活用策を図ります。	○	◎				管財課 地域総合局
120	旧県立図書館塩山分館管理の見直し	・現行の利用形態に合わせ、地区集会所等の管理形態に一元化します。			○	→		管財課
121	旧塩山婦人の家管理の見直し	・現行の利用形態に合わせ、地区集会所等の管理形態に一元化します。		○	◎			管財課
122	休校中の分校施設管理の見直し	・休校中の分校施設の管理のあり方について、総合的に検討します。	○	→				学校教育課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
123	甲州市大久保平グリーンロッジ廃止の検討	・甲州市大久保平グリーンロッジの廃止を検討し、経費の縮減に努めます。		○	◎			生涯学習課
124	甲州市勝沼青少年旅行村の廃止の検討	・甲州市勝沼青少年旅行村の廃止を検討し、経費の縮減に努めます。		○	◎			生涯学習課 勝沼地域総合局

④ 新たな財源確保

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
125	企業誘致の推進	・企業誘致の推進を図るため、企業の建物、機械設備等の投下資本額に対する補助や固定資産税額の免除、雇用奨励金等の対応を検討します。	○	→	→	◎	→	観光商工課
126	広報等へ有料広告の掲載	・広告制度導入に向けた規則を整備するとともに、適正な広告掲載に向けた検討をします。	○	◎	→	→	→	総務課
127	都市計画税課税区域の見直し	・都市計画のマスタープランを作成し、都市計画税の課税区域の見直しを行います。	○	→	→	◎		税務課

(2) 歳出構造の見直し

目標効果額 3億4,013万円

【具体的な内容】

① 経常経費の削減

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
128	徹底的なコスト削減と無駄の排除	<ul style="list-style-type: none"> 「職場の行動計画」を策定し、徹底したコスト、光熱水費の削減に向け全庁的に取り組みます。 時間に対するコスト意識を醸成します。 コピー機や事務用品等の使用規定を定め、遵守を徹底します。 	◎	→				全課
129	追録図書、雑誌、図書、新聞講読の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 購入や購読をしている図書資料や雑誌、新聞について、必要性を精査し、庁内での重複した購入・購読は中止します。 図書資料、雑誌、新聞等については、職員の誰もが閲覧できるような体制を整えます。 	○	◎				総務課
130	消耗品等の一括購入	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて使用する消耗品等については、入札等の方法による一括購入とします。 	○	◎				管財課
131	市税等口座振替分の領収書の一括送付	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替分の領収書の年度末の一括送付を実施し、郵送料を削減しました。 	◎					税務課
132	支払い案内状の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 支払い内容を預金通帳へ記帳できるように対応することで、支払い案内書の廃止を検討します。 	○	◎				会計課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
133	公用車の管理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 各課の枠を超えた利用形態とし、公用車の利用率の向上を図ります。 利用頻度の低い車両及び維持管理費がかさむ車両を削減するため、稼働率調査を行い、公用車の台数見直しを行います。 リース切れの公用車について、必要のある場合は払い下げを受けます。 特別の事情のなり限り、環境に配慮した車種や軽自動車とし、環境に配慮した省エネ型の車両とします。 	○	◎				管財課
134	駐車場賃貸の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 借り上げている駐車場について、必要性を考慮し見直します。 利用度の少ない駐車場については、年度を定めて賃貸契約を見直します。 	○	◎				管財課
135	旅費等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 旅費については、実費弁償方式を検討します。 職員等の出張の際に支給する旅費のうち、日当を廃止します。 宿泊料の職員区分を廃止し、県外12,000円、県内11,000円に統一します。 	○	◎				総務課
136	公共工事等のコスト削減策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事等のコスト削減策方法について検討します。 	○	◎				関係各課
137	市単独事業に関する道路用地の取得方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市単独事業で行う市道・農道用地の取得方法については、新規の事業から買収から寄附制度に切り替えます。なお角切り、待避所については買収とします。 	◎	→				関係各課
138	非常勤の委員報酬等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 委員報酬等の支給基準を見直します。 日額で定める報酬は、日額5,000円、半日2,500円とします。 その他委員等への報償費の支払額も、併せて見直します。 	○	◎				総務課
139	各種行政計画策定のあり方 の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 各種行政計画策定における業務委託、外部支援のあり方を見直し、策定経費の削減を図ります。 	○	◎	→			関係各課
140	電算機器等のリースの見直し	<ul style="list-style-type: none"> リースの切り替え時には、入札等の方法を導入します。 	○	◎	→			関係各課
141	カスタマイズの抑制	<ul style="list-style-type: none"> 電算ソフトに関するカスタマイズを抑制し、委託経費を削減します。 	○	◎	→			関係各課

② 補助金等の見直し

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課	
			18	19	20	21	22		
142	各種補助金等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> すべての補助費等について、市民ニーズやその役割や効果を精査し、減額、廃止、統合等の見直しを行います。 平成18年度の予算編成において、26の補助金について、廃止や減額を行いました。 平成19年度の団体補助については、一律10%の削減を目標とし、事業費補助についても、内容を精査し削減します。 		◎	→				総合政策課 財政課

③ 公債費の抑制

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課	
			18	19	20	21	22		
143	公債費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 投資的経費の見直しと合併特例債等の有利な地方債の選択により、公債費の抑制を図ります。 	○	◎	→				財政課

7 特別会計の見直し

【方針】

○国民健康保険、老人健康保健、介護保険の各特別会計については、健康づくり対策をはじめとする保険事業を強化し、増え続ける医療費や介護給付費を抑制し、各会計の適正化を図ります。

○地方公営企業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしていますが、将来にわたり本来の目的である公共の福祉を増進していくため、地方公営企業の経営の総点検を行い、経営の健全化を図ります。

目標効果額 4億2,879万円

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
144	特別会計の経営の健全化	・健全な国民健康保険事業の運営を進めるため、医療費の支出額及び歳入の国庫金等をできる限り精査した上で、保険給付に見合った国保税率を算定します。	◎	→				市民課
145		・老人保健対象者の健康づくり・疾病予防・生きがいづくりなどを進めながら、老人医療費の伸びを抑制し、老人保健会計の健全化を図ります。	◎	→				市民課
146		・介護保険対象者(要支援、要介護者)への移行防止、要介護度の悪化抑制などの取り組みを行い、介護給付費の増加を抑制し介護保険会計の健全化を図ります。 ・18年度見直しを実施しました。以後3年毎に見直しを実施します。	◎			◎		健康増進課

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
147	水道事業会計の経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画を定め、企業会計として独立採算の原則に立って、経営の一層の健全化、効率化を図り、経営基盤の強化に取り組みます。 ・健全な企業会計を維持するために受益者負担の公正・公平化を図り、適切な水道料金の見直しを行います。 	○	◎	→			水道課
148	下水道事業会計の経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな財政負担を伴う下水道事業のあり方について総合的に検討し、合併処理浄化槽による処理方法も取り入れた中期経営計画を定めます。 ・現在の下水道普及率(接続率)41%を50%に引き上げます。 ・区域内の水洗化率を現在の80%から95%に引き上げます。 ・料金体系を見直し、使用料を一元化します。 	○	◎	→			下水道課
149	ぶどうの丘事業会計の経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画を定め、地域産業の振興を図るとともに経営の一層の健全化、効率化を図り、経営基盤の強化に取り組みます。 ・不採算部門の改善策について検討します。 	○	◎	→			ぶどうの丘
150	病院事業会計の経営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・市立勝沼病院については、平成19年4月1日から指定管理者制度に移行し、民間活力による更なる医療サービスの向上に努めます。 	○	◎				勝沼地域総合局
151	国保直営診療所特別会計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・休診中の塩山、松里診療所のあり方について、廃止も含め検討します。 		○	◎			健康増進課

8 財政の健全化

【方針】

○行政改革による効果については、それだけで市の財政再建に対して直接的な影響を与えるものではなく、各年度における予算の編成や執行において、行政改革の理念を取り入れることによって、はじめて、その効果が最大限に発揮されます。

今後さらに厳しさが増す市の財政状況において、国県の動向や社会情勢を分析し、財政見通しを的確に行うとともに、行政改革の効果を見据えた計画的な財政運営に努めます。

【具体的な内容】

NO	取組名称	取組内容	スケジュール(年度)					担当課
			18	19	20	21	22	
152	財政の健全化	・中・長期財政計画を定め、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行います。	○	◎	→	→	→	財政課
153	財政状況の公表	・バランスシートや行政コスト計算書等、民間企業で用いている企業会計手法の利点を取り入れて、本市の実情を的確に表すことができる指標づくりに取り組みます。 ・広報紙やホームページによる、わかりやすい財政事情の公表に努めます。		○	→	◎	→	財政課
154	積立基金の充実	・財政調整基金積立の平成22年度の目標額を8億円とし、将来の財政需要に備えます。		◎	→	→	→	財政課